

奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十二号

奈良県産業会館管理規則の一部を改正する規則

奈良県産業会館管理規則（平成二十二年三月奈良県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「七八〇円」を「七九〇円」に、「一、八七〇円」を「一、九〇〇円」に、「六三〇円」を「六四〇円」に、「一二、四二〇円」を「一二、六五〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二六〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五二〇円」に、「三、七二〇円」を「三、七八〇円」に、「一、七七〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に奈良県産業会館条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十九号）第二条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。